

## 軽井沢町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は軽井沢町ファミリーサポートセンター(以下「センター」という)という。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、軽井沢町社会福祉協議会内（軽井沢町大字長倉4844-1）に置く。

第3条 センターにセンター長を置き、センター長は、軽井沢町社会福祉協議会事務局長を充てる。

(センターの目的)

第4条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことや、保護者の仕事と育児を両立できる環境の整備、地域住民の子育て支援を実施することにより、福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第5条 センターは次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録、事業の広報に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員の相互援助に必要な知識を付与するために必要な講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

(会員)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密等をもらしたりしてはならない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書（様式第1号）を提出しセンター長の承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

3 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

4 会員は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにセン

ター長に変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

（退会）

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第5号）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 会員は、退会に際して、前条により発行された会員証を返還するものとする。
- 3 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンター長が認めるときは、退会させることができるものとする。
- 4 退会後についても、相互援助により知り得た他人の家庭の事情等は他に漏らしてはならない。

（アドバイザー）

第9条 センターにアドバイザーを置き、会員同士のマッチングの立会い及び事業運営に対する助言を行うものとする。

（相互援助活動の内容）

第10条 会員が相互援助活動として行う内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
  - （2）児童クラブ終了後の子どもの預かり
  - （3）学校の放課後の子どもの預かり
  - （4）冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
  - （5）買い物等外出の際の子どもの預かり
  - （6）預かりに伴う送迎
  - （7）早朝・夜間等の緊急時の預かり
  - （8）その他会員の育児に関して必要な援助
- 2 子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
- 3 預かりは、1対1を基本とする。ただし、兄弟を預ける場合はこの限りでない。
- 4 送迎等にかかった費用は、実費とする。
- 5 センターは、依頼内容が不適切と認められる場合には、援助活動を断ることができる。

（援助活動の対象）

第11条 援助活動の対象となる児童は、概ね生後6か月から12歳までの児童とする。

（援助活動の実施方法）

第12条 会員は、援助を必要とする場合には、事前に援助の依頼をセンターへ申し込むものとする。

- 2 依頼会員からの援助の申し込みを受けた場合は、援助の内容、日時などを詳細

に確認の上、申し込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。

- 3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 提供会員は、援助活動終了後に援助記録（様式第7号）を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 5 提供会員は、援助活動記録（様式第8号）を月単位で作成し、翌月1日までにセンターに提出するものとする。

（休日）

第13条 センターの休日は、土、日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日迄）とする。

（報酬）

第14条 依頼会員は、提供会員に対し、援助終了後に別表備考に定められた基準に従って報酬を払うものとする。

- 2 提供会員は、援助終了後に、活動報告・報酬確認書（様式第9号）を記入し、依頼会員に確認・サインをもらい、報酬と引き換えに報酬領収書を渡すこととする。
- 3 依頼会員は、提供会員への依頼後に、援助活動の依頼を取り消したときは、当該提供会員に対し、別表備考に定める取消しに係る料金を速やかに支払わなければならない。

（保険）

第15条 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

（補則）

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定めることができるものとする。

附 則

本会則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第 14 条関係）

区 分	単 価
月曜日から金曜日まで（軽井沢町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 7 時から午後 7 時まで	1 時間 7 0 0 円 （第 7 条第 3 号に規定する病児・病後児の一時預かりの場合は、8 0 0 円）
上記以外の曜日、祝日又は時間	1 時間 8 0 0 円

- （備考）
- 1 活動時間は、提供会員が児童を預かった時から当該児童を依頼会員又は依頼会員が指定する者に引き渡すまでの時間とする。
  - 2 提供会員本人の移動に要する時間については、提供会員及び依頼会員の合意により、備考 1 に規定する時間に加算することができる。
  - 3 報酬金額の算定は、1 時間未満の援助活動については 1 時間とし、1 時間を超える援助活動については 1 時間未満の端数がある場合は、3 0 分未満は 3 0 分とし、3 0 分以上は 1 時間として算定する。
  - 4 複数の児童（兄弟姉妹等）を同時に預ける場合には、援助活動の対象となる児童 2 人目以降については、別表に掲げる単価の半額とする。
  - 5 取消しに係る料金については、次に掲げるとおりとし、依頼会員が支払うものとする。
    - （1）当日の取消し 上記基準により算定された金額の半額
    - （2）無断取消し 上記基準により算定された金額の全額
  - 6 食事（ミルクを含む。）、おやつ、おむつ等に係る費用は、依頼会員が負担するものとし、提供会員が費用を負担したときは、依頼会員がその実費を支払うものとする。この場合において、依頼会員がこれらについて、特定のを希望する場合には、依頼会員が自ら用意するものとする。
  - 7 送迎に係る交通費については、自家用車を使用した場合は 1 キロメートル当たり 2 0 円とし、公共交通機関を利用した場合は実費とする。